

## 「相続時円滑払戻口座～家族へのかけはし～」の取扱を開始します！

京都信用金庫（理事長：榊田 隆之）は、シニア世代の“自分が亡くなった後、葬儀費用や生活費等で家族に負担をかけたくない”という将来に対するお悩みや不安を解消するための一つの手段となる、「相続時円滑払戻口座～家族へのかけはし～」の取扱を開始します。

当商品は、預金者が死因贈与契約という形で受贈者様とともに預金口座を契約いただくことで、相続発生後における通常の預金払戻手続よりも、スピーディーに贈与資金をお受取いただくことが可能となります。

当金庫は、これまで以上にお客様に寄り添い、お客様の満足につながる良質なサービスを提供できるよう努めてまいります。

### 記

#### 1. 概要

- ・死因贈与契約という形で、贈与者様・受贈者様のご契約を締結されると同時に、当金庫の規定に同意いただくことで、当金庫が指定する預金口座にご契約資金をお預入れいただきます。
- ・贈与者様がお亡くなりになった後、受贈者様に払戻手続を行っていただきます。

#### 2. 対象となるお客様

個人のお客様

#### 3. 預金商品概要

##### （1）取扱開始日

2022年8月1日（月）

##### （2）お預け入れ金額

5,000円以上300万円以下（1円単位）

※お一人様一契約のみとさせていただきます。

##### （3）事務手数料

5,500円（税込）

##### （4）適用金利

通知預金の店頭表示金利

※お利息には、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。

以上